

犬の登録・狂犬病ワクチン接種は 犬の飼養者の義務です！



<狂犬病とは？>

狂犬病ウイルスによって伝播する動物由来感染症です。

人、犬はもちろん、キツネ、アライグマなど、ほとんどの哺乳動物が感染します。発症した動物に咬まれると、唾液を通じて高い確率で感染します。

咬傷等で体内に侵入したウイルスは、その侵入部位付近で増殖し、そこから神経組織に入った後、増殖を続けながら脳へと上り、異常な興奮状態や痙攣などの症状を引き起こします。

脳に達したウイルスは、さらに神経を伝って唾液腺へと移り、唾液と共に排泄されるようになります。

ウイルスが体内に侵入してから症状が出るまでの間を潜伏期間といいますが、犬で3から8週間、人で1~3ヶ月（平均1ヶ月）と言われています。潜伏期間の長さは、咬まれた部位から脳までの距離や侵入したウイルス量によって違いますが、いずれにせよ、発症すると動物でも人でもほぼ100%死亡するといわれています。

2013年7月には、それまで狂犬病清浄地域であった近隣の台湾で、約50年ぶりに狂犬病が発生しています。そのため、日本においても狂犬病に感染した犬等が海外から侵入してくることが危惧されており、いつ国内の犬等に感染事例が発生してもおかしくない状況といえます。狂犬病が日本に侵入した場合であっても、できるだけ多くの犬が予防接種を受けておくことで、流行の蔓延を防ぐことができます。

<狂犬病予防法により犬の飼養者に以下のことを義務付けています。>

- 飼犬登録をすること※¹
- 毎年1回狂犬病の予防注射を犬に受けさせること
- 登録時に交付される鑑札、予防注射の後交付される注射済票を犬に付けておくこと

狂犬病予防法では上記3点を実施していない犬は、捕獲・抑留されるとしています。

動物のプロである動物取扱業者には、法令遵守が求められています。

※¹犬を取得した日（仔犬の場合、生後90日を経過した日から）から30日以内に犬の登録を行わなければいけません。

<AHBでの取り組み>

私たち、AHBでは狂犬病予防対策として以下のことを実施しています。

- お店で飼育している90日齢をこえたCA全頭の狂犬病ワクチン接種および畜犬登録
- 契約ブリーダー様向けの狂犬病ワクチン接種サービス※

※随時受付しておりますのでお気軽に担当バイヤーへお問い合わせください。



☎03-5646-6894 FAX 03-5646-5822

URL <http://www.ahb.jpn.com>

!約ブリーダー様の母犬ワクチン巡回を行っております。

!細は担当バイヤーへお問い合わせください。

AHB

〒135-0042 東京都江東区木場3-7-11

株式会社 AHB 診療部